# 民生委員 国基準の59%

## 都「転出入多く不足」

高齢者の安否確認などを担う民生委員の数が、都内では国が定めた基準の59%にとどまっていることがわかった。大都市は転出入が多く、地域社会で活動する人材が不足しがちだが、ほかの都市に比べても少なさが突出している。「所在不明高齢者」の問題が発覚した際、地域の民生委員活動の重要性が指摘されたが、都の増員策も大幅な改善にはつながっていない。（岡雄一郎）

### 高齢者支援に不安も

厚生労働省や都によると、国は委員１人あたりの世帯数の基準を定めている。23区は４４０世帯、人口10万人以上の市は３６０世帯など、各区市町村の規模別に「基準」を設定。これを元に都道府県と政令指定市、中核市がそれぞれの地域事情を加味して「定数」を決めている。委員の任期は3年だ。

都内の世帯数は６３２万６６３４世帯（昨年12月1日現在）で、国の基準によると１万５６７１人の委員が必要。都は昨年12月の改選を機に、委員の年齢条件を65歳未満から67歳未満に引き上げた。それでも実際に委員に就いたのは９１８５人で、基準の59%。地域事情を考慮したはずの定数（９７７１人）にも５００人以上足りない。

### 担当2千世帯にも

都内62区市町村で、委員数が国の基準を満たすのは八丈町、奥多摩町など8町村にとどまり、逆に5割未満なのは21区市町村にのぼる＝表。委員１人あたりの世帯数の平均は約６９０世帯。多くても４４０世帯とする基準を大幅に上回る。約2千世帯を受け持つ委員もいるという。

都は委員不足の理由として、①委員には町内会の役員ら地域事情に通じた住民がなる例が多いが、転勤族らの転出入が多く適任者が少ない②年金支給開始年齢の引き上げなどで定年後も働く人が増えた③共働き世帯の増加――などを挙げる。担当者は「区市町村が適任者を確保できない以上、すぐに大幅な定数増はできないが、増員できるよう努めたい」と話す。

狛江市は、国の基準に基づく委員数は１３６人だが、実際は34人。町内会の役員らが適任者を推薦する方法で候補を探したが、新任は2人にとどまった。担当者は「見通しが甘かった。委員がおらず、日常的な活動ができない地域も出ており、早めに増員できるよう努めたい」と話す。

同市で委員になって7年目という60代の女性は、担当地区に75歳以上の高齢者が約70人いる。「災害時にお年寄りをどう誘導すればいいか、見当がつかない。１人で対応するには多すぎる」と話した。

厚労省地域福祉課は「担当する世帯数が多すぎたり、担当エリアが広すぎたりすると、本来の役割が果たせない恐れがある。基準を大幅に下回る都の定数は望ましくない」と指摘している。

### 負担増し悪循環

神奈川県立保健福祉大の太田貞司教授（高齢者福祉論）の話　民生委員の数を増やさなければ、担当世帯数が多くなって負担が増し、なり手が減るという悪循環が続く。都は、行政による役割の一部代行などで委員の負担を減らす一方、実数・定数とも増やす取り組みを早急に進めるべきだ。民生委員制度が弱体化すれば、独居高齢者の見守り活動などに大きな影響が出る。

**■国の基準に対して民生委員数が5割未満の区市町村**

| | 国の基準に基づく必要数 | 実際の委員数 |
|---|---|---|
| 港区 | 267 | 130 |
| 武蔵野市 | 197 | 82 |
| 三鷹市 | 243 | 105 |
| 府中市 | 319 | 149 |
| 調布市 | 298 | 138 |
| 町田市 | 500 | 221 |
| 小金井市 | 152 | 64 |
| 小平市 | 228 | 111 |
| 東村山市 | 189 | 85 |
| 国分寺市 | 152 | 71 |
| 国立市 | 124 | 47 |
| 福生市 | 99 | 47 |
| 狛江市 | 136 | 34 |
| 東大和市 | 127 | 50 |
| 清瀬市 | 117 | 45 |
| 東久留米市 | 141 | 49 |
| 多摩市 | 183 | 79 |
| 稲城市 | 126 | 54 |
| 西東京市 | 247 | 99 |
| 瑞穂町 | 69 | 32 |
| 青ケ島村 | 1 | 0 |

（国の基準に基づく必要数は、昨年12月1日現在の住民基本台帳の世帯数から計算。実際の委員数は、同日現在）

**民生委員**

高齢者の見守りや住民からの生活相談などを無報酬で担う。児童委員を兼ね、住民の育児相談なども受ける。委員の数は、民生委員法に基づき、国が委員１人あたりの世帯数の基準を定めている。政令指定市・東京23区４４０世帯▽人口10万人以上の市３６０世帯▽同10万人未満の市２８０世帯▽町村２００世帯――が上限。これをもとに都道府県や政令指定市、中核市が地域事情を勘案して定数を決める。都は区市町村が「確保可能」とする委員数をもとに規定。3年ごとの改選期に改定している。

---

# 大都市 ほぼ基準満たす

## 名古屋・京都は1.6倍

都以外の大都市圏は、民生委員数の国の基準を満たしている例が目立つ。

全国19の政令指定市では、基準を下回るのは川崎市（基準の94%）だけだ。都に次いで人口が多い神奈川、大阪、愛知、埼玉の各府県も、委員１人あたりの世帯数平均は４００～３００世帯程度で、都の約６９０世帯が圧倒的に多い。

名古屋市の委員数は国の基準の１・６倍。福祉を充実させるため、基準を上回る「２７０世帯に１人」という独自規定を設けている。

### 推薦準備会や市独自制度生かす

改選前には、市内２６５の小学校区ごとに町内会が中心になって推薦準備会を設け、地域主導型の候補者選びを徹底。昨年12月の改選では年齢条件を緩めたこともあり、約千人が退任したが、ほぼ同数の新任委員を確保したという。

京都市も基準の約１・６倍の委員を確保している。高齢者の見守りや相談活動だけをする老人福祉員という市独自制度があり、その経験者が民生委員になるケースが多いという。市は「地域福祉に関心の高い住民を探しやすい利点がある」と説明する。

---

**本社見学**　03・5540・7724

〈6日〉99人＝The American School in Japan 5年57人（引率・Dan Stevens先生）ほか。

**工場見学 日野**　042・582・3261

〈6日〉八王子市の子育てサークルヴィーナスの中島主臣君ら18人。